

## 令和7年度第8回坂戸市教育委員会会議議事録

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和7年12月25日(木)午後2時00分 太田教育長

閉会 令和7年12月25日(木)午後2時12分 太田教育長

### 2 開催場所

坂戸市役所301・302会議室

### 3 出席委員

1番 小川 一信(教育長職務代理者)                      2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹    4番 毛利 陽子

5番 太田 正久(教育長)

### 4 議事参与者

教育部長 三田 耕治

教育部長 加藤 美帆

次長兼スポーツ推進課長 清水 智則

教育総務課長 鈴木 貴之

社会教育課長 菅野 規之

図書館長 小林 幸子

書記 森田 拓海

傍聴人 1名

### 5 会議の概要

#### 【日程第1 議事録の承認について】

＜前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。＞

(署名 12.25 教育長、毛利委員、森田書記)

#### 【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 日程第2 議事録署名委員は、小川委員を指名いたします。

#### 【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 教育長の報告を行います。今回の報告内容は、臨時代理の報告であります。報告第5号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正に係る意見について」及び報告第6号「令和7年度坂戸市一般会計補正予算(第3号)に係る意見について」は、いずれも市議会12月定例会提出案件のため、一括説明といたします。教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長 報告第5号及び報告第6号、臨時代理の報告について、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。臨時代理の報告について、順次、御説明いたします。始めに、報告第5号をお願いします。次のページの臨時代理書を御覧ください。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正に係る意見については、教育委員会会議の議決事項でございますが、市長からの意見照会が令和7年11月13日付けであり、市議会の議会運営委員会開催日の11月19日までに回答する必要がありましたが、教育委員会会議を招集する時間的な余裕がなく、緊急的に処理する必要がありましたので、坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、次のページのとおり、11月17日付けで市長に回答をいたしました。1ページお捲りいただき、議案書の「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」を御覧ください。提案理由でございますが、現下の社会経済情勢等諸般の事情を勘案しつつ、職員の給与改定に準じ、議会の議員及び市長等の期末手当の額を改定したいので、この案を提出するものでございます。次のページをお願いします。改正の内容でございますが、本年の人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告は、期末手当及び勤勉手当を合わせて0.05月分引き上げるものであり、本市においては、市長、副市長及び教育長の期末手当も一般職の職員と同様に改定を行っているところでございます。本条例では、第1条関係で、令和7年12月期の期末手当の支給率を改定するものであり、6月期と12月期で0.025月分ずつ均等に引き上げるところですが、令和7年度は、一般職の職員の例に従い、12月期分を0.05月分引き上げ、支給割合を「100分の235」に改定するものでございます。また、第2条関係では、令和8年度以後の期末手当の支給率を改定するものであり、令和8年度以後は、6月期及び12月期に支給される割合をそれぞれ、0.025月分ずつ均等に引き上げ、支給割合を「100分の232.5」に改定するものでございます。報告第5号の説明は以上でございます。次に、報告第6号をお願いします。次のページの臨時代理書を御覧ください。令和7年度坂戸市一般会計補正予算（第3号）に係る意見については、令和7年10月31日付けで市長（財政課）から照会があり、11月4日の教育委員会会議での議決を受けて、11月6日付けで市長に対し、適当と認める旨を回答したところでございます。しかしながら、その後、国において、11月11日付けで人事院勧告に係る閣議決定が行われたことに伴い、補正予算額に変更が生じたことから、11月13日付けで市長から改めて意見照会があり、11月19日の議会運営委

員会開催日までに回答する必要があったため、教育長が臨時に代理し、次のページのとおり、11月17日付けで市長に回答したものでございます。なお、11月4日に議決いただいた内容からの変更点につきましては、人事院勧告等に伴う会計年度任用職員関係経費等を増額したものでございます。報告第6号の説明は以上でございます。

教育長 御質問等がありましたら、お願いします。

教育長 以上で教育長の報告を終わります。

#### 【日程第4 議 事】

教育長 日程第4 議事に入ります。

教育長 議案第27号「教育財産の用途廃止について」を議題とします。教育総務課長から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第27号「教育財産の用途廃止について」、坂戸市立南小学校において、学童保育所の整備に伴い、同校1階ピロティを学校施設として使用しなくなるため、教育財産としての用途を廃止し、地方自治法第238条の2第3項の規定に基づき、市長に引き継ぎたいので、この案を提出するものであります。

補足説明します。1ページお捲りください。用途廃止となる教育財産でございますが、南小学校1階のピロティ部分、床面積は、67.2㎡でございます。用途廃止の理由ですが、南小学校区の学童保育所である「第二わんぱくクラブ」の登録児童数が増加傾向にあるため、クラブ室の増設をするためでございます。なお、次ページ以降に参考資料として、配置図を添付しておりますので、御確認ください。説明は以上でございます。

教育長 場所は、南小学校の東側の校舎です。学童保育所が入っているところの北側でよいでしょうか。

教育総務課長 昇降口の奥になります。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 簡単に言いますと、学童保育所に入る子供が増えてきたからということですよ。

松井委員 学校では使っていないスペースですか。

教育総務課長 昇降口の奥のスペースでして、学童保育所に行くための通路部分です。通常の学校の授業で使うスペースではありません。

教育長 ほかに御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第27号「教育財産の用途廃止について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 以上で議事を終わります。

【日程第5 その他】

教育長 御意見等ございましたらお願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和7年度第8回坂戸市教育委員会会議を閉会します。

<令和7年度第8回坂戸市教育委員会会議閉会>